

令和2年度愛媛県歳入歳出決算審査意見書

第 1 審 査 の 概 要

1 審 査 の 対 象

令和2年度愛媛県一般会計

令和2年度愛媛県特別会計

愛媛県災害救助基金特別会計
愛媛県国民健康保険事業特別会計
愛媛県母子父子寡婦福祉資金特別会計
愛媛県中小企業振興資金特別会計
愛媛県農業改良資金特別会計
愛媛県国営農業水利事業負担金特別会計
愛媛県県有林経営事業特別会計
愛媛県林業改善資金特別会計

愛媛県沿岸漁業改善資金特別会計
愛媛県公共用地整備事業特別会計
愛媛県港湾施設整備事業特別会計
愛媛県用品調達特別会計
愛媛県自動車集中管理特別会計
愛媛県公債管理特別会計
愛媛県奨学資金特別会計

2 審 査 の 方 法

決算審査に当たっては

- (1) 決算の計数は正確であるか
- (2) 予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか
- (3) 会計事務は関係法規に基づき合法かつ適正に処理されているか
- (4) 財産の管理は適正になされているか

などの諸点に主眼を置き、令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同附属書、財産に関する調書、関係諸帳簿及び証書類について調査するとともに、各会計の現状、事業の実施状況、当面する課題等について関係職員から説明を聴取し、さらに定期監査及び例月出納検査の結果も考慮して審査を実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同附属書（歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書）、財産に関する調書の各計数は、証拠書類及び諸帳簿と符合しており、正確であると認められた。

また、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」において設定された産業、暮らし、人づくり、環境の4つの分野の基本政策を推進するため令和2年度に予算化された各種事業については、議決の趣旨に沿って執行されており、これに伴う会計事務や財産管理など財務に関する事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

一般会計の決算を概観すると、歳入は、繰越金が33億4,089万円、県税が事業税等の減少により22億1,781万円、それぞれ減少したものの、国庫支出金が衛生費国庫補助金等の増加により543億9,290万円、諸収入が貸付金元利収入等の増加により334億8,657万円、それぞれ増加したこと等により、前年度の6,592億8,090万円を1,014億884万円(15.38%)上回る7,606億8,974万円となっている。

一方、歳出は、災害復旧費が土木災害復旧費等の減少により53億9,737万円、警察費が警察施設費等の減少により10億2,075万円、公債費が利子の減少により9億6,584万円それぞれ減少したものの、商工費が中小企業金融対策費等の増加により375億8,389万円、衛生費が医務費等の増加により235億92万円、民生費が社会福祉振興費等の増加により212億3,170万円、それぞれ増加したこと等により、前年度の6,486億1,342万円を995億3,110万円(15.35%)上回る7,481億4,452万円となっている。

この結果、一般会計における形式収支は、125億4,522万円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支でも46億9,363万円の黒字となった。

なお、この実質収支から前年度の実質収支41億1,348万円を差し引いた単年度収支は、5億8,015万円のプラスとなっている。

本県の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）をみる限り、いずれも「早期健全化基準」を下回っており、「財政健全化計画」を策定すべき段階には至っていない。

しかしながら、県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により全体として弱い動きが続いており、更なる県税収入の減少も懸念される。先行きについては、感染拡大の防止策やワクチン接種の促進などの効果もあり持ち直していくことが期待されるが、社会保障関係経費の増加に加え、感染予防とのバランスを図りつつ、社会経済活動の回復に向けた財政支出が今後も見込まれるところであり、また、県債残高は引き続き1兆円を超え、赤字地方債である臨時財政対策債の残高比率が依然として高いことから、厳しい財政運営を余儀なくされている。

今後の行財政運営に当たっては、歳入の積極的な確保に、より一層努めるとともに、県民のニーズを的確に把握しながら、限られた財源と人的資源を最適に配分し、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業の選択と執行に厳正に取り組むことが強く望まれる。

これらの現状認識を踏まえた上で、以下、一般会計及び特別会計に係る決算審査意見を述べる。

2 審査意見

(1) 一般会計の歳入について

ア 県税について

県税の収入済額は、事業税や県民税が減少したこと等から、前年度の 1,518億円に比べて 22億円 (1.46%) 減の 1,496億円となっている。

調定額に対する収入の割合は、県と市町の税務職員の相互併任などの個人住民税の徴収対策等に取り組んだものの、新型コロナウイルス感染症の影響等による徴収猶予の特例などにより、99.21%と、前年度 (99.27%) より 0.06ポイント低下している。

また、収入未済額は、10億 6,691万円と、前年度に比べて 8,680万円 (8.86%) 増加している。

さらに自主財源である県税収入の歳入に占める割合は、19.66%と、前年度 (23.02%) より 3.36ポイント低下している。

令和3年度における県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により全体として弱い動きが続いており、引き続き税収の落ち込みも懸念される場所である。

今後とも県民の納税利便性の向上を図りながら納税意識を喚起し、納期内納付の推進及び滞納繰越額の縮減に引き続き努められたい。

[総務部]

イ 分担金及び負担金について

分担金及び負担金は、5,406万円の収入未済があり、その全額が児童福祉施設入所措置に係る負担金で、前年度に比べて 227万円増加している。

入所措置児童の保護者には、経済的に困窮している者や、制度への理解不足等から負担意識に欠ける者もおり、回収には困難を伴うところであるが、今後とも十分説明を行い理解を得ながら督促及び催告を励行し、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

[保健福祉部]

ウ 使用料及び手数料について

使用料及び手数料は、258万円の収入未済があり、その全額が子ども療育センターに係る使用料であり、前年度に比べて 51万円減少している。

施設サービス利用の契約時に利用料自己負担の制度を十分に説明し、来所の際には未収金について説明するなど、十分説明を行い理解を得ながら督促及び催告を励行し、今後とも納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に引き続き努められたい。

[保健福祉部]

エ 財産収入について

財産収入は、2,072万円の収入未済があり、その全額が県営住宅貸付料で、前年度に比べて 701万円減少しているものの、依然として多額である。

滞納となっている県営住宅貸付料の一部については、債権回収業者にその回収業務を委託したり、悪質な滞納者に対しては法的措置も講じたりしているところであるが、今後とも納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に引き続き努められたい。

[土木部]

オ 寄附金について

収入未済額 110万円は事務処理上の誤りであり、実質的な収入未済は発生していないが、今後は、関係法令に基づいた適切な事務処理に努められたい。

[保健福祉部]

カ 諸収入について

諸収入は、7億 9,610万円の収入未済があり、前年度に比べて 621万円増加している。収入未済の主なもの、地域改善対策高等学校等就学

奨励費貸付金償還金（6億 1,564万円）である。

収入未済を生じている各機関にあつては、適切な債権管理に努めるとともに、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

[教育委員会ほか]

(2) 一般会計の歳出について

ア 給与費等について

住居手当について、共益費や駐車場代等を含んで認定をしていた過支給の事例、管理職員特別勤務手当について、認識誤りによる過支給の事例などがあつた。

[保健福祉部、農林水産部、教育委員会、警察本部]

また、配偶者の所得が支給要件を超えていたにもかかわらず、扶養手当を過大に支給していた事例が多く見受けられた。

[農林水産部、土木部]

各機関においては、手当額の認定やシステム入力等を適切に行うとともに、支出額の根拠となる書類の確認や整備保管など、適正な事務処理に努められたい。

イ 工事請負費について

工事請負費について、積算の大きな誤りや事務手続きの大幅な遅延などは見受けられず、おおむね適正に執行されたものと認められた。

今後とも、工事の施工管理や完了確認検査、工事請負契約の適正な執行、設計積算の違算防止に意を用いるとともに、安全性はもとより、より経済的な設計積算、工法の導入検討等を通じて、工事の質の向上が図られるよう望むものである。

ウ 負担金、補助及び交付金について

補助金について、補助金額の算定の大きな誤りや事務手続きの大幅な遅延などは見受けられず、おおむね適正に執行されたものと認められた。補助金事務・事業の執行に当たっては、補助の必要性や妥当性を十分検討するとともに、事業の実施状況等を的確に把握し、法令や補助金交付要綱等に則って、適正な処理を行うよう引き続き留意されたい。

エ その他

(ア) 過年度に支払うべき支出を怠り、庁舎清掃業務の請求書を放置、処分し、代金を支払っていない事例や、リース契約のパソコンの賃借料を6か月分支払っていない事例などがあつた。 [総務部、保健福祉部ほか]

各機関においては、事務分担の明確化、人事異動時における事務の引継ぎの徹底や適切なスケジュール管理等により、適期・適正な事務処理に努められたい。

(イ) 職員の不注意により、公用車運転中の人身・物損事故の事例があつたので、職員に対する安全運転意識高揚の徹底により一層努められたい。 [総務部、県民環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育委員会、警察本部]

(3) 特別会計について

愛媛県県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、令和2年度末の歳入不足額は、21億8,520万円と、前年度より4,132万円減少したものの、令和2年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の5割程度にまで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。 [農林水産部]

その他の特別会計の実質収支は、黒字又は均衡が維持されているところであるが、収入未済が生じている愛媛県母子父子寡婦福祉資金特別会計(3億8,455万円)、愛媛県中小企業振興資金特別会計(510万円)、愛媛県林業改善資金特別会計(6,158万円)、愛媛県沿岸漁業改善資金特別会計(602万円)、愛媛県奨学資金特別会計(2億8,432万円)については、今後とも適切に債権管理を行い、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に一層努められたい。 [保健福祉部、経済労働部、農林水産部、教育委員会]

(4) 財産について

遊休県有地については、これまでも計画的に売却処分されてきたところであるが、有効利用の方策を多角的に検討しても、なお公用・公共用地としての利用が将来的に見込めないものについては、引き続き売却処分を進められたい。 [総務部]

また、県の債権については、これまで述べてきたように、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に一層の努力が求められており、履行期限到来債権を保有している関係部局にあっては、適切な債権管理と債権回収の強化に努めるとともに、履行期限到来後、長期間経過し、回収の見込みが事実上皆無と考えられるものについては、引き続き適切な債権整理の措置を講じられたい。

第 3 決 算 の 概 要

1 予算に対する決算の状況

一般会計及び特別会計（15会計）の予算額に対する歳入歳出決算の状況は、次表のとおりである。

区 分	予 算 現 額 (A)	歳 入		歳 出			歳入歳出差引残額 (B)－(C)	
		決 算 額 (B)	予算現額に 対する比率 (B)／(A)	決 算 額 (C)	予算現額に 対する比率 (C)／(A)	予 算 残 額 (A)－(C)		
						翌年度繰越額		不 用 額
一般会計	845,981,245,000	760,689,739,029	89.92	748,144,521,958	88.44	82,954,645,000	14,882,078,042	12,545,217,071
特別会計	262,220,034,000	268,607,133,984	102.44	255,639,776,568	97.49	0	6,580,257,432	12,967,357,416

(注) 本文及び各表の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入しており、その関係で合計と一致しない場合がある。

(1) 一般会計

歳入決算額は、760,689,739,029円で、予算現額に対し 85,291,505,971円の減収となっており、収入割合は、89.92%となっている。

歳出決算額は、748,144,521,958円で、予算現額に対する支出割合は、88.44%、予算残額は、翌年度繰越額 82,954,645,000円、不用額 14,882,078,042円となっている。

歳入歳出差引残額は、12,545,217,071円となっている。

(2) 特別会計

歳入決算額は、268,607,133,984円で、予算現額に対し 6,870,099,984円の増収となっており、収入割合は、102.44%となっている。

歳出決算額は、255,639,776,568円で、予算現額に対する支出割合は、97.49%、予算残額は、不用額 6,580,257,432円となっている。

歳入歳出差引残額は、12,967,357,416円となっている。

2 決算額の前年度比較

歳入歳出決算額の前年度比較は、次表のとおりである。

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	差引増減(△) (C)=(A)-(B)	増減(△)比率	
					令和2年度 (C)÷(B)	令和元年度
一般会計	歳入決算額	760,689,739,029 円	659,280,897,995 円	101,408,841,034 円	15.38 %	1.29 %
	歳出決算額	748,144,521,958	648,613,420,602	99,531,101,356	15.35	1.84
	歳入歳出差引残額	12,545,217,071	10,667,477,393	1,877,739,678	17.60	△ 23.85
特別会計	歳入決算額	268,607,133,984	281,306,618,161	△ 12,699,484,177	△ 4.51	△ 2.39
	歳出決算額	255,639,776,568	274,451,801,102	△ 18,812,024,534	△ 6.85	△ 2.76
	歳入歳出差引残額	12,967,357,416	6,854,817,059	6,112,540,357	89.17	15.51

(1) 一般会計

前年度に比べて、歳入は、101,408,841,034円(15.38%)、歳出は、99,531,101,356円(15.35%)、それぞれ増加している。
歳入歳出差引残額は、前年度に比べて1,877,739,678円(17.60%)増加している。

(2) 特別会計

前年度に比べて、歳入は、12,699,484,177円(4.51%)、歳出は、18,812,024,534円(6.85%)、それぞれ減少している。
歳入歳出差引残額は、前年度に比べて6,112,540,357円(89.17%)増加している。

3 実質収支

実質収支の状況は、次表のとおりである。

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計
歳 入 決 算 額 (A)	760,689,739,029 円	268,607,133,984 円
歳 出 決 算 額 (B)	748,144,521,958	255,639,776,568
歳入歳出差引残額 (A)-(B) (C)	12,545,217,071	12,967,357,416
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	7,851,590,000	0
(繰越明許費繰越額)	(7,824,065,000)	(0)
(事故繰越し繰越額)	(27,525,000)	(0)
実 質 収 支 額 (C)-(D) (E)	4,693,627,071	12,967,357,416
前 年 度 の 実 質 収 支 額 (F)	4,113,482,393	6,854,817,059
単 年 度 収 支 額 (E)-(F)	580,144,678	6,112,540,357
前 年 度 の 単 年 度 収 支 額	△ 362,957,153	924,487,460

(1) 一般会計

本年度の実質収支は、4,693,627,071円の黒字となっている。

この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、580,144,678円のプラスとなっている。

(2) 特別会計

本年度の実質収支は、12,967,357,416円の黒字となっている。

この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、6,112,540,357円のプラスとなっている。

